

○宮崎大学農学部学科長規程

〔平成16年4月1日  
制 定〕

改正 平成19年5月15日 平成25年2月19日  
平成26年2月18日

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎大学における学科長に関する規程第7条の規定に基づき、宮崎大学農学部における学科長に関し、必要な事項を定める。

(学科長)

第2条 学科長は、当該学科及び関連する附属施設の教授をもって充てる。

(職務)

第3条 学科長は、当該学科の次の各号に掲げる事項について学科会議を招集し、校務を整理する。

- (1) 教員人事に関すること。
- (2) 予算に関すること。
- (3) 学生の教務に関すること。
- (4) 学生の厚生補導に関すること。
- (5) 組織の自己点検・評価に関すること。
- (6) その他当該学科に関すること。

(選出)

第4条 学科長は、当該学科の推薦に基づき、教授会の議を経て選出する。

2 学部長は、前項により選出された学科長を学長に推薦するものとする。

(選出の事由)

第5条 学部長は、次の各号の一つに該当する場合に学科長候補者の選出を行う。

- (1) 学科長の任期が満了するとき。
- (2) 学科長が辞任を申し出たとき。
- (3) 学科長が欠員となったとき。

(選出の時期)

第6条 学科長の選出は、選出の事由が前条第1号に該当する場合は、任期が満了する日の1か月前までに、同条第2号又は第3号に該当する場合は、速やかに選出するものとする。

(任期)

第7条 学科長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 第5条第2号及び第3号に該当する場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副学科長)

第8条 学科に副学科長を置き、当該学科及び関連する附属施設の教授をもって充てる。

2 副学科長は、当該学科の運営に関し、学科長を補佐する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年5月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。